

## 平成25年第3回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

### 1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	村 上 次 郎	3 番	佐々木 弘 志
4 番	伊 東 温 子	5 番	鈴 木 敏 男
6 番	宮 崎 信 一	7 番	飯 尾 明 芳
8 番	佐々木 正 明	9 番	小 川 正 文
10 番	市 川 雄 次	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐 藤 文 昭

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

2 番 竹 内 睦 夫

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 加 藤 潤

### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	防 災 課 長 兼 危 機 管 理 監	土 門 保
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子	雇 用 対 策 策 監 兼 商 工 課 長	佐 々 木 敏 春
観 光 課 長	佐 藤 均	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
社 会 教 育 課 長 (次 長 待 遇)	齋 藤 榮 八	フ ェ ラ イ ト 子 ども 科 学 館 長	佐 々 木 正 憲
消 防 本 部 総 務 課 長	藤 谷 博 之		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成25年6月20日（木曜日）午前10時01分開議

- 第1 報告第2号 専決処分の報告について（専決第3号）
- 第2 報告第3号 専決処分の報告について（専決第6号）
- 第3 報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第4 報告第5号 繰越明許費の報告について
- 第5 報告第6号 事故繰越しの報告について
- 第6 議案第49号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第7 議案第50号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての報告及びその承認について（専決第8号）
- 第8 議案第51号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第9 議案第52号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第10 議案第53号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第54号 にかほ市児童館条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第55号 にかほ市子ども・子育て会議条例制定について
- 第13 議案第56号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第57号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第58号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第59号 にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第60号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第61号 高機能消防指令センター整備工事請負契約の締結について
- 第19 議案第62号 唐戸大橋架替工事請負契約の締結について
- 第20 議案第63号 市有財産の無償譲渡について
- 第21 議案第64号 市有財産の無償譲渡について
- 第22 議案第65号 市有財産の無償譲渡について
- 第23 議案第66号 市有財産の無償譲渡について
- 第24 議案第67号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第68号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第26 議案第69号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第70号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について

第28 一般会計予算特別委員会の設置

第29 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

---

午前10時01分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議に入ります。

日程に入る前に報告します。2番竹内睦夫議員から遅刻の届け出が提出されておりましたので、これを許可しております。

また、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第2号専決処分の報告について（専決第3号）から日程第5、報告第6号事故繰越しの報告についてまでの報告5件、日程第6、議案第49号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から日程第27、議案第70号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてまでの議案22件、計27件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第2号専決処分の報告について（専決第3号）及び報告第3号専決処分の報告について（専決第6号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号及び報告第3号の質疑を終わります。

次に、報告第4号専決処分の報告について（専決第9号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 専決処分の報告についての処分書について報告、説明がありました。この専決処分は、コールセンターの職員研修に公用車が利用され、委託運転手の職務中に起こった事故による損害賠償を専決処分したものと説明されました。次の点について伺います。

一つ目、これまでコールセンター事業関連で公用車の利用状況を伺います。

二つ目、コールセンター事業については、研修費も含めて事業費が国・県・市から助成がされています。公用車の運行基準についてどのようになっているのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは質問にお答えをいたします。

1 点目のこれまでのコールセンター事業関連での公用車の利用状況についての御質問でございますけれども、昨年11月にコールセンターへの就職希望者、こういった方々を盛岡市に1回、今年に入りまして1月に宮城県登米市に、にかほコールセンター社員の方々を都合2回、合計3回、市のバスを利用して視察を行っております。報告第4号は3回目の視察の際に起きた事故報告でございます。

2 点目、次に、公用車の運転基準についての御質問でございますけれども、市には職員等が公用車を運行するためのにかほ市公用車運行管理規定と行政目的のほか、一般の市民の方々が目的に応じて申請により市でバスを使用することを認めているにかほ市バス運行管理要綱がございます。御質問は、公用車の運行基準についてということでありまして、バスの貸出についてはこの要綱に従って貸出を行っております。

ただし、今回のにかほコールセンター社員の方々のバスの運行については、御承知のとおり市内主要企業の生産拠点再編に伴う多くの離職者の雇用対策として取り組んでいるもので、これまでの製造業とは職務内容や就業状況が全く異なっていることから、相当に職に対する不安があるとの声も多く、職へのさまざまな不安解消のためには実際の就業状況を視察することが一番であると考えまして、行政として市民の職に対する理解と就職への意欲を喚起するために当方から事業所に対しまして視察の機会を設けて市のバスを提供し運行したものであります。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今の説明で大体分かりましたけれども、そうすると、市のほうからこの就職をする人方に対する、何ていうか積極的に見に行ってもらいたいと、そういうことによっていろんな不安とかそういうものが解消されるのでということでコールセンターのほうに働きかけをしていったものということでもいいですね。これが一つです。

次はですね、そうすると、この後の例えば採用されて研修中にいろいろな研修行事のために利用するという事は、これからはないと、そういうことでもいいんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 仁賀保事業所は初めてのコールセンター、それで、就職を希望する方も相当不安を持っておりまして、先ほど総務部長がお答えしたように、実際やっているところを研修して見てもらうと、それが一番だろうということで私どもから会社のほうにお願いをして、盛岡についてはまだ採用しない前、1回目はですね採用しない前で希望する方々を連れていきました。2回目から3回目については、採用して1ヵ月ちょっとぐらいの形でしたので、まだ本格的な研修をやっておりません。ですから、本格的に業務を開始している登米市のほうを研修をしていただきたいということでお願いをしました。これからそういう研修があるのかということですが、先行してにかほ事業所がもう研修が、もう相当の期間やっているわけです。だから象潟事業所の場合は、仁賀保事業所のほうを見学すれば対応できるわけですよ。ですから、これからはあとほかのほうに行くということは、まず今のところは考えておりません。

●議長（佐藤文昭君） これで報告第4号の質疑を終わります。

次に、報告第5号繰越明許費の報告について及び報告第6号事故繰越しの報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第5号及び報告第6号の質疑を終わります。

次に、議案第49号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 議案第49号の延滞金のこの仕組みについて、見直しについての説明資料が出されておりますので、仕組みは非常によくわかります。

ただ、前年度、延滞というのはいろいろ事情があるわけですから、どういうふうな実態なのかということをお尋ねしたいと思います。例えば件数とか金額どのぐらいになっているというようなことが分かったらお願いしたいということ、その次の改正によってどのような差が出るようですかというのは、これはちょっと答えにくいとか分かりにくい面があると思うので、これについてはもし分かったらということをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、お答えいたします。

初めに、前年度の延滞金はどのようになっていますかという御質問で、件数、金額等の御質問のようでございますけれども、平成24年度は市税及び国民健康保険税、後期高齢を合わせた件数で446件、金額にして375万4,618円となっております。

次に、改正によってどのように差が出るようですかとの御質問でございますけれども、こちらは今御覧いただいている資料で説明をさせていただきます。

改正前の延滞金等の割合は資料の左側になります。延滞金は納期限の翌日から1ヵ月間は年7.3%、2ヵ月目からは年14.6%というふうになっております。この年7.3%の部分について、前年の11月末日における公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、公定歩合に年4%を加算した割合とされ、今現在は納期限の翌日から1ヵ月間については年4.3%としているものでございます。

改正後の延滞金等の割合は資料の右側になります。本則の納期限の翌日から1ヵ月間の年7.3%、2ヵ月目からの年14.6%については変わりませんが、平成25年度税制改正では特例基準割合の定義が改められたことによりまして、延滞金の割合について各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合について——補足説明でも申し上げましたけれども、仮にですけれども国内銀行の貸出約定平均金利の年平均、こちらを1%とした場合についてですけれども、特例基準割合は2%になりますので、平成26年1月1日以降は納期限の翌日から1ヵ月間の延滞金、年4.3%が年3%に、2ヵ月目からの年14.6%が年9.3%に引き下げられるということでございます。

なお、改正後の延滞金についてでございますけれども、平成22年度が218万7,549円、平成23

年度が 266 万 2,376 円、平成 24 年度が先ほども申し上げましたけれども 375 万 4,618 円となり、改正後を予測するには大幅に金額が違い、算出することができませんので御理解をいただきたいと思っております。一般的には延滞金は減るものというふうに考えてはおります。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 8 号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。14 番竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 議案第 51 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）であります。

15 ページですが、7-2-1 観光総務費 309 万 6,000 円の減額補正について。着地型観光商品造成事業委託料（緊急雇用）108 万 2,000 円の減額補正など 4 事業の委託料が減額補正されています。その理由について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、私のほうからお答えいたします。

観光関連の緊急雇用事業、減額補正の 4 事業についての委託料減額理由でありますけれども、この事業は一般社団法人にかほ市観光協会の委託事業であります。4 事業とも実績による減額となったもので、着地型観光商品造成事業や観光コンシェルジュ育成事業、観光施設人材育成事業の 3 事業の減額は、いずれも予定していた雇用期間において計画どおりの雇用ができなかったものであります。その理由は、ハローワークを通してスタッフを募集しましたが、事業開始時期までに応募者がなく、雇用契約の開始時期がおくれたことによる減額であります。

なお、着地型観光商品造成事業委託料 108 万 2,000 円の減額の中には、ツアーを企画した際に参加費として 53 万 5,000 円の収入があったことから、その分も含めて減額されたものであります。

また、観光商品開発 P R 推進事業につきましては、事務機器のリース料の減額によるものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） そうしますと、あれですか、特に観光協会に対する委託で実績だと。特にスタッフの募集に対して応募者がいなかったというお話でしたが、継続したスタッフ募集をして、そして結果的には予定された人数については確保されたと、そういう理解でいいんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（佐藤均君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当初、開始時期に応募がなく、その後、再募集してスタッフが決まり、事業がスタートしております。その部分について減額となったものです。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれ当初予算の際にも質問した経過があるわけですが、観光協会に対するすべてのこういう委託ですね、こういうものが例えば当初目的というかそういうものに沿った形で現在は進められていると、結果的に進められたと、こういう理解でいいんですか。

●議長（佐藤文昭君） 観光課長。

●観光課長（佐藤均君） お答えいたします。

観光商品開発PR推進事業並びに着地型観光商品造成事業につきましては、平成24年度で完了しまして、その目的を達成しておると認識しております。

あと、その他二つの事業につきましては、平成25年度につきましても継続した事業として進めております。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 文字が抜けておりました、「地域の交付金」でなくて「地域の元気臨時交付金」がまず5,000万円ということで入っております。これ、どういうことに使われているかちょっと見つけることができなかつたので、これの使途と言えいいですか、これが一つと、それから、この交付金というのはよく見ると地方単独事業であればかなりの充当性があると。そして、使い勝手も継続でなければかなりの額を使えると。しかもそのところによっては積み立てているという地方自治体もあるようです。ですから、かなり有効な使い方ができるものだなというふうに思いましたので、今のその使い方についてどのように検討し、拡充することを考えなかつたかということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、制度の概要と現況を申し上げながら、その予算化された5,000万円についての使途について説明をしたいと思います。

この交付金でありますけれども、国の緊急経済対策にかかわる平成24年度補正予算において、公共投資の地方負担が大規模になることから、地方の資金調達への配慮と経済対策を迅速に実施するために、今回に限り特別な措置として創設されたものでございます。

この交付金は、国の総額でございますが1兆3,980億円、これが各地方公共団体の追加負担額に応じて配分されまして、各団体の判断により建設事業債の対象となる地方単独事業などの財源に充当できるというものでございます。また、平成26年度までに取り崩すことを原則に、今、村上議員もおっしゃってございましたけれども、基金に積み立てることも可能となっているものでございます。

また、交付額については、各地方公共団体の財政力指数に応じて限度額が算定されまして、にかほ市には約2億3,300万円、限度額として提示をされております。しかしながら、これは確定したものでございませぬ。提示の連絡は5月29日に入っております。

充当可能事業として平成25年1月12日以降に平成24年度予算または平成25年度予算に計上される事業で平成24年度、前年度予算に計上する事業については平成25年度に繰り越す事業ということで指定がありますので、本市においては該当する象潟新産業支援センター整備工事、にかほコー

ルセンター、こちらに5,000万円を充当するというにしましたものでございます。

また、拡充ということでの御質問でございますけれども、交付金の残り約1億8,300万円ほどになりますけれども、現時点では先ほど申し上げましたように基金の積み立ても含めて検討をしております。

繰り返しになりますけれども、充当できる事業が建設地方債の対象事業に限定されることから、補助金などの財源が見込めない市単独事業として実施する公共施設の整備事業、あるいは観光振興事業等、交付税措置がなされない事業へ充当する方向で今検討をしているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）及び議案第53号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第52号及び議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号にかほ市児童館条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第54号にかほ市児童館条例を廃止する条例制定についてですが、にかほ市内のたった一つの黒川児童館でした。実際的に活動は停止をされているというか、ということとは十分分かりますけれども、この廃止に当たって一般的な児童館のあり方について課内というか部内というかそういうところで相談がされた、検討がされた経過がありますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） お答えいたします。

廃止に当たっての一般的な児童館のあり方につきましては、検討は行っておりませんが、にかほ市の子育ての支援体制の現状、それから、にかほ市行財政改革大綱第二次計画というのがありますけれども、その中の施設の民間譲渡の推進、これを踏まえての廃止に至ったものでございます。

具体的に申し上げますと、少子化、それから核家族化の進展、保護者の就労形態の多様化に伴いまして、にかほ市では子供たちが放課後や休日、夏休み等の長期休業中など、安全に遊び、あるいは学べる居場所づくり、そうした環境づくりに取り組んできたところでございます。

例を申し上げますと、子育て支援の拠点施設といたしまして、象潟保健センター、金浦地域の勢至保育園、仁賀保地域のにかほ保育園に地域子育て支援センターを開設しております。

また、放課後児童健全育成事業といたしまして、市内7小学校区で保護者が日中家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を対象といたしまして学童保育クラブを開設して、指導員が適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成に努めておるところでございます。

それから、公民館事業のほうでも放課後子ども教室を開設して児童の健全育成に努めております。

こうした社会変化に伴うニーズに対応したこれまでの施策の取り組みによりまして、従来の児童



館機能を包含した、あるいはカバーできる子育て支援基盤、これが充実されたということから、黒川児童館の当初の建築目的は果たされたものとして今回の廃止に至ったものでございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号にかほ市子ども・子育て会議条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第55号にかほ市子ども・子育て会議条例制定についてですが、厚労省の「子ども・子育て支援法」の概要を見てみますと、市町村の責務として子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことなど三つ挙げられております。にかほ市では次世代育成支援行動計画（後期計画）が平成22年度から平成26年度までの5ヵ年で実施されております。支援法に基づいた条例第2条第2項では、子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関することが調査審議するとなっております。行動計画の見直しとなるのか、新たな支援事業計画の策定が必要になるのか、その辺について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の関係についてという御質問でございますけれども、次世代育成支援行動計画につきましては、根拠が次世代育成支援対策推進法でございます、平成26年度末までの時限法となっております。一方、子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定するものでございまして、地域における子ども・子育て支援の基盤整備の基盤となるものでございます。計画期間を平成27年度から平成31年度までの5ヵ年といたしまして、新たに策定するものでございます。国からは次世代育成支援行動計画の現行計画上の取り組み等の評価、現状把握、方向性の検討等を行うなど、計画に向けた準備を行うように要請されておるところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれ概要を見ましたけれども、子供のための教育・保育給付ということで、こども園給付費、特例こども園給付費、地域型保育給付費及び特例型地域保育給付費というふうにしてなっておりますが、にかほ市の場合にはどれが該当するかということをお聞きします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） これまでは、子ども・子育て支援関係、さまざまな事業、あるいは給付がございました。今回の法律の施行に伴いまして、一括してこの法律に基づいて給付、あるいは認定等、そういうものが行われるものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 概要を見ますと、特例こども園給付費の支給、あるいは地域型保育給付費の支給、特例地域型保育給付費の支給、そして認定こども園の指定、こういうふうになっているんですけれども、これに該当する——にかほ市内でこのものが該当するというのはどれとどれなんですか。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 現在、詳細につきまして国のほうで検討しておるところでございます。今後その詳細が示されてくるものでございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 58 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてまでの 3 件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 56 号から議案第 58 号まで 3 件についての質疑を終わります。

次に、議案第 59 号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。1 番村上次郎議員。

●1 番（村上次郎君） 都市公園条例についてお尋ねします。公園の名称をどのようにして決めるかということと、この名称、旧金浦小学校跡地公園という名前なんですが、適切だと思ってつけたわけですから、それ答弁しにくいと思います。というのは、非常にスポットとしても公園としても、いいと言えればいいですか、よくできていると言えればいいですか、港が見え、海が見え、海側から行けば比較的行きやすくもあるというので、何かこの旧金浦小学校跡地公園というのは夢がちよっと薄いんじゃないかというふうに思ったので質問します。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは最初に、公園の名称をどのようにして決めるのかの御質問にお答えします。

旧金浦小学校跡地は、御承知のとおり金浦地区まちづくり交付金事業を活用しまして公園として整備をしております。公園として整備する前は、まだ校舎が残っていたこともありまして、まちづくり交付金事業の都市再生整備計画書には、事業名を「旧金浦小学校跡地公園整備事業」として国に申請しております。旧金浦小学校跡地という場所は、市民の皆さんにも共有化されておまして、分かりやすく懐かしさもあることから、事業名をそのまま都市公園名としたものであります。

次に、「旧金浦小学校跡地公園」との名称について適切かとの御質問でありますけれども、旧金浦小学校跡地公園は先ほど申し上げましたとおり、市民の皆さんには分かりやすいことは確かであります。ただ、市内には条例で定めた公園名が愛称で呼ばれている公園も多数ありますので、市民の皆さんに親しまれる公園として利用されるためにも、今後、公募等で愛称を募集したいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1 番（村上次郎君） 後半の愛称募集するというふうなのは大変いいと思います。例えば芭蕉の森公園とか、夢がつながるような名前を募集して、今後親しまれる状態になってもらえればいいと思いますが、その期間というか、直ちにこうやって出して決まってしまうと直ちに変わりますというふうにはいかないと思うんです。大体ほかのほうの関連もあると思いますが、どの程度の期間のめどを考えますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 今日答えたこともありますけれども、速やかに対応したいなと考えています。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 66 号市有財産の無償譲渡についてまでの 7 件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 60 号から議案第 66 号まで 7 件の質疑を終わります。

暑い方は上着を脱いでもよろしいです。

次に、議案第 67 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14 番竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 11 ページであります。3-1-5 介護保険事業の補助金 1 億 5,350 万円について、説明では二つの組織で介護施設を整備するための補助金ということでした。整備する内容と、その事業の現在の利用状況について伺いたいと思います。

二つ目は、先ほども質問しましたが、3-2-1 児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業需要調査業務委託料 180 万円について、質問に対する答弁は、国からこれから詳細なものについて示されてくるということでしたが、委託する調査内容についてどのようなものなのか伺いたいと思います。

三つ目（整合をとる）ですが、12 ページであります。3-2-2 児童運営費の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 1,457 万 7,000 円について、市内の 9 保育園の保育士の充足状況はどのようになっていますか。また、この補助金が具体的に保育士の処遇改善にどのように役立っていくのか、この点について伺います。

12 ページであります。4-1-3 成人保健事業費の風疹予防接種委託料 400 万円についてです。1987 年以前生まれの男性は予防接種を受けていない割合が高いため、成人男性は予防接種をと呼びかけもあります。また、報道では仙北市では 19 歳から 60 歳までの男女が対象なようです。対象を 20 歳から 49 歳までの男女とした理由について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、最初の 3 款 1 項 5 目の御質問についてお答えいたします。

一つは、要介護者を対象といたします入居定員 29 名の小規模特別養護老人ホームでございます。この施設はできる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、居宅生活への復帰を念頭に置いて日常生活と機能訓練、健康管理等療養上の世話を行う施設でございます。したがって、29 床の特別養護老人ホームということでございます。

それからもう一つは、複合型サービス事業所でございます。利用定員はデイサービスが 15 名、ショートステイが 9 名となっております。この施設は今申し上げましたデイサービス（通い）でございますけれども、それとショートステイ（宿泊）、それから訪問看護を一つの事業所で提供する

ものでございます。これらサービスを顔なじみのスタッフから受けることができますし、利用者に状態の変化があってもケアプランを直すことなく必要に応じてデイサービス、ショートステイ、あるいは訪問介護を臨機応変に選ぶことができるというメリットがございます。

また、複合型サービス事業所のほうにつきましては、この整備とあわせて地域密着型サービス基盤整備事業補助金 300 万円でございますけれども、この補助金を活用いたしまして訪問看護事業の充実を図る予定でございます。在宅だけでなく整備されます施設の中でも看護サービスを提供いたしますので、医療や看護の必要性が高い利用者にも対応できる施設となる見込みでございます。

いずれの施設も来年 4 月のサービス開始を予定しております。したがって、御質問にありました利用状況につきましては、まだ稼働しておらない施設でございますので、お答えすることはできません。

次に、同じく 11 ページの 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費についてでございますけれども、この調査は子ども・子育て支援事業計画を策定するために実施する調査でございます。対象者は約 2,400 人に及ぶ予定でございます。主な調査の内容といたしましては、幼稚園や保育所への入所希望、地域子育て支援センターや未就乳幼児の一時預かり、延長保育、放課後学童保育クラブなどの地域の子育て支援事業の利用規模についてがまず一つでございます。二つ目が幼稚園や保育所、地域の子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用規模について、三つ目が保育所利用の可否につきましては就労時間によって決定されるため、保護者の就労を希望する時期や就労形態などについて調査を予定しておりますが、ただ、必須調査項目等につきましては、現在、国の子ども・子育て会議のほうで審議されておりますので、8 月上旬に示される予定となっております。

三つ目の 3 款 2 項 2 目児童運営費のところでございますけれども、初めに市内 9 保育園の保育士の充足状況についてでございますが、すべての園で定員の保育士の数が保育士の定数を上回っております。にかほ市では保育士が不足しているという状況にはございません。

次に、補助金にかかわる保育士の処遇改善についてでございます。保育士の賃金を改善することで離職を防止し、職員の確保につなげるものでございます。処遇改善の方法といたしましては、各保育園の平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる、そういう仕組みになっております。

それから、最後の 4 款 1 項 3 目成人保健事業費の風疹の関係でございますけれども、市政報告にもありましたけれども、現在の風疹の流行は 20 代から 40 代の男女でございます。これはこれまでの過去の予防接種制度と大きく関連していると言われております。先月 5 月 8 日に開催されました秋田県麻疹・風疹対策研修会、それから由利組合総合病院で開催された感染症セミナーにおいて、1990 年(平成 2 年)以降に生まれた方々につきましては、MR ワクチンの 2 回接種が定期接種になっておりますけれども、その前に生まれた方々につきましては 1 回の接種もしくは未接種がほとんどであるということで、抗体も低い方が多いということをこういった研修会で報告されております。また、50 歳以降の方につきましては、高い確率で自然感染しているという報告がされております。こうしたことから、にかほ市では妊娠、出産に大きく関与している年齢で風疹の抗体の低いと思われる二十歳から 49 歳の男女の予防接種を助成するとしてとところでございます。

●議長(佐藤文昭君) 竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 一つ目の質問について、利用状況というのは現在のこの今、施設をつくろうというものについて、現在の利用状況が例えば足りないとか、あるいは何というか施設のほうで利用したいというものに対する対応ができないとか、そういう状態なんですかということを知ったんです。それが分かるようでしたら伺いたいと思います。

それから、二つ目の子ども・子育て支援事業需要調査業務委託料は、委託する先というのは例えば厚労省のほうから示された業者とか、あるいは秋田県内でできる業者とか、そういうものは現在の段階でいるかいないかというのは分かるものですか。

それから、保育士の処遇改善、今のお話ですと確実にその処遇改善に結びついていくというふうにして理解できるわけですがけれども、もしその場合に、例えば今回の場合は臨時特例事業補助金ですね。そうすると、来年以降とかそういうものが、例えば一般的に基本給が上がったという場合は、これは来年以降も引き継がれる状態になっていくのですか。

それから、四つ目は、今のお話で大体分かりますけれども、ただ今、何ていうか予防接種のするワクチンですか、これが不足しているというふうにして言われていますけれども、この 400 人分についてはにかほ市の場合は確保できると、そういう理解でいいんですか。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 最初の介護施設の関係でございますけれども、特別養護老人ホーム等についてのかほ市の整備状況でございますけれども、現在、にかほ市には 4 施設ございます。その中で定員が 220 名という状況でございます。この定員 220 名に対しまして現在の待機者が 222 名というところで、この 222 名につきましては複数の施設に登録している方がいると思いますので、必ずしも 222 名の方が待機されているということにはなりません。こういう中で広域の計画に載っておりますその計画に基づいて募集したところ、今回手を挙げていただいた事業所、小規模ですがけれども 29 床という特別養護老人ホームの整備に至ったものでございます。ですから、この数字だけを見ますとまだまだ不足しているでしょうというようなところはありますけれども、ただ、現在のその方向性といたしましては、あくまでも居宅介護、こちらのほうに向かっておるところでございます。極力そちらのほうで介護をしていただくというようなことから、必ずしもこの数字だけでは判断できないのかなというふうに考えております。

それから、二つ目の子ども・子育て支援事業の関係の委託事業でございますが、委託先については特に国・県のほうからこういうところというような条件を示されておるところではございません。これから県内、あるいは東北等含めまして、実績にすぐれたところを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、保育士の処遇改善でございますけれども、御質問のとおり臨時という言葉からして今年度限りの補助という、現在はそういうふうになってございます。したがって、来年度以降この補助金がどうなるのかというのは、まだ未成でございます。——ということですよ。

それから、風疹のそのワクチンの確保ということでございますけれども、可能な限りその確保には努めてまいりたい、400 人分、あるいはそれ以上の需要があるとすれば、その確保には努力してまいりたいというふうに考えております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれにしても待機者がまだたくさんおられるというお話でしたので、この小規模と、それから複合型と、これを整備するというのに補助金を出すということですね。——分かりました。

あれですか、保育士の処遇改善ですけれども、そうすると、今のお話ですと来年度以降分らないということであれば、具体的に基本賃金の引き上げとかそういうものにいくというのは、それぞれの保育園の考え方というふうにしてなるのですか。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 今回のこの補助金につきましては国 100%の補助金でございます。したがって、市からの補助金は一切入ってございません。来年度以降どうなるのか分からないという中で、今回ある程度賃金上乘せということで、来年その事業所さんが独自に上乘せするのか、引き続きその賃金でいくのか、その辺は事業所さんのほうの判断になろうかと思っております。いずれ国のほうの動向を見ながら市のほうでは対応をしてみたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 67 号の質疑を終わります。

【「議長、暫時休憩。」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前 10 時 55 分 休 憩

午前 10 時 56 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 訂正をお願いしたいと思います。12 ページの 3-2-2 の児童運営費の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について「1 億 457 万 7,000 円」と言いましたが、正しくは「1,457 万 7,000 円」でしたので訂正をお願いします。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 今、竹内議員からこのように訂正がありましたが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） それを許可します。そのようにします。

次に、議案第 68 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）についてから議案第 70 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についてまでの 3 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 68 号から議案第 70 号までの 3 件の質疑を終わります。

日程第 28、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第51号、議案第67号及び議案第70号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。1番村上次郎議員。

しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

---





.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（17名）

1 番	村 上 次 郎	3 番	佐々木 弘 志
4 番	伊 東 温 子	5 番	鈴 木 敏 男
6 番	宮 崎 信 一	7 番	飯 尾 明 芳
8 番	佐々木 正 明	9 番	小 川 正 文
10 番	市 川 雄 次	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

.....

### 欠席委員（1名）

2 番 竹 内 睦 夫

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

.....

### 説明員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	防 災 課 長 兼 危 機 管 理 監	土 門 保

税 務 課 長	洪 谷 憲 夫	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子育て長寿支援課長	佐 藤 リサ子	雇用対策政策監兼商工課長	佐々木 敏 春
観 光 課 長	佐 藤 均	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
社会教育課長（次長待遇）	齋 藤 榮 八	フェライト子ども科学館長	佐々木 正 憲
消防本部総務課長	藤 谷 博 之		

.....

午前 11 時 01 分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 17 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 16 番伊藤知委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、6 番宮崎信一委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 16 番伊藤知委員、副委員長には 6 番宮崎信一委員が決定しました。

16 番伊藤知委員、6 番宮崎信一委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前 11 時 02 分 休 憩

---

午前 11 時 03 分 再 開

【一般会計予算特別委員長（伊藤知君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 51 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）、議案第 67 号平成 25 年

度にかほ市一般会計補正予算（第1号）及び議案第70号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）は、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時03分 散 会

.....

---

午前 11 時 03 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 29、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっています議案第 49 号から議案第 70 号までの 22 件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、陳情第 3 号から陳情第 5 号は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 11 時 04 分 散 会

---